

福島県内のお客さまにおける二重計量事例について

1. 発生場所 福島県福島市内

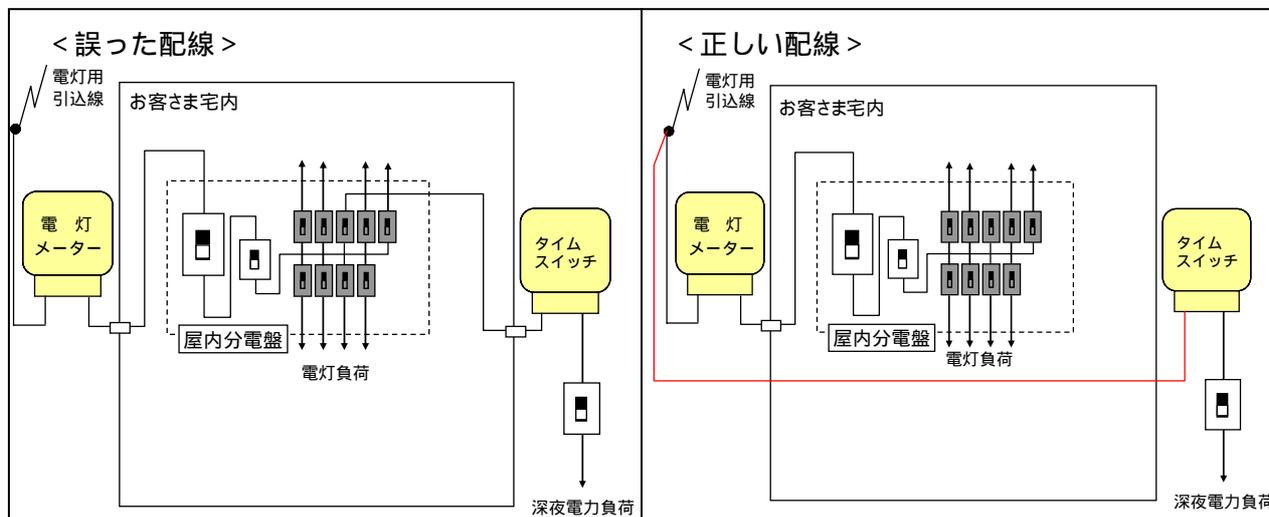
2. ご契約種別 深夜電力A（小型の電気温水器向けの定額契約（1日8時間通電））

3. これまでの経緯

- 平成16年12月8日、電気工事が当該お客さまの容量変更工事に合わせ、物置に設置されていた計量器を母屋へ移設した。その際に誤って配線設計し、申込を受領した当社社員も内線図面の配線誤りに気がつかず、また、竣工検査において委託調査員が誤配線を発見できなかった。
- 平成19年7月20日、経済産業省東北経済産業局の指示に基づく全数調査を実施した際、当社社員の調査・確認が不十分で誤配線を発見できなかった。
- 平成20年6月2日に福島支店の当該営業所管内で二重計量事例が確認されたことを受けて、当該営業所管内の二重計量の可能性があるお客さま（約2,600件）について再調査を開始し、平成20年10月22日、当社社員が当該お客さまの誤配線を発見した。

4. 配線の状況

本来、深夜電力用タイムスイッチは、引込線で分岐して配線されるが、誤って屋内分電盤から分岐して配線されていた。



5. 当該お客さまへの対応

- 誤配線を発見した当日に、当該お客さまに対してお詫びするとともに、改修工事を実施した。
- 平成20年11月12日、過大に徴収した電気料金の払い戻しを行った。

なお、福島支店の当該営業所管内の全数再調査については、平成20年10月28日に完了しており、これまでの二重計量事例を除き、全て適正な配線であることを確認しております。